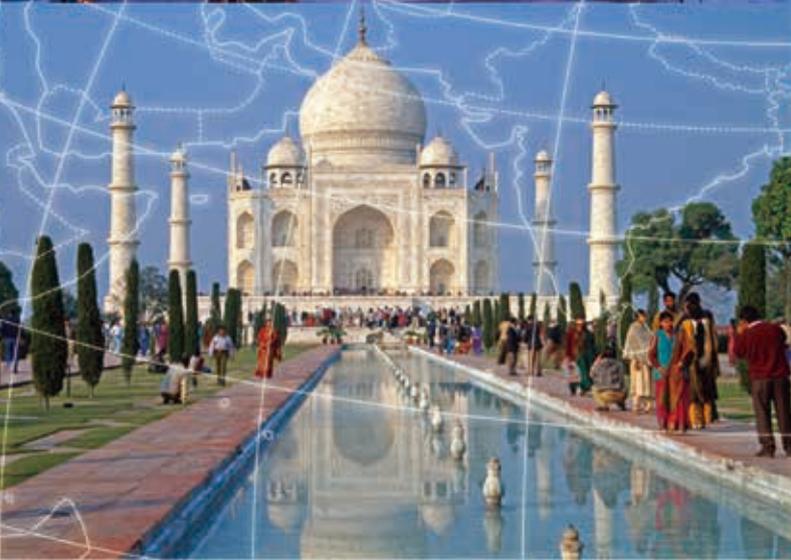


商工会 会員の皆様へ
海外PL保険制度のご案内



一般での加入より
最大約 **30%** 割引

商工会の
グローバルガード

海外PL保険制度

海外PL保険 [英文生産物賠償責任保険]

	募集期間	加入手続締切日	保険(加入)期間	保険料振替日	保険料払込方法
新規加入	平成27年10月26日(月)～ 平成27年12月24日(木)	平成27年12月24日(木)	平成28年1月1日午前0時～ 平成28年12月31日午後12時	平成28年2月29日(月)	団体からの 口座振替
中途加入	平成28年2月以降	毎月25日(※1)	加入手続き月の翌月の1日午前0時～ 平成28年12月31日午後12時	加入始期月の 翌月27日(※2)	団体からの 口座振替

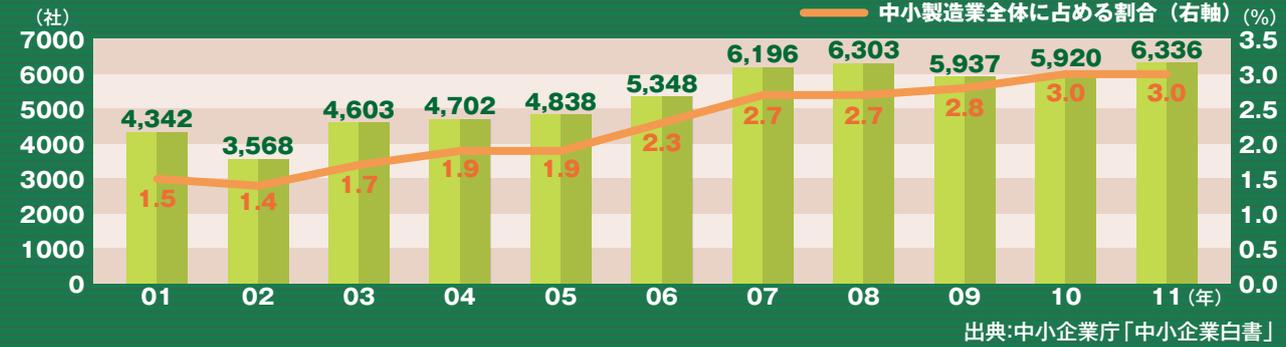
(※1)休業日の場合は前営業日。(※2)金融機関休業日の場合は翌営業日。

全国商工会連合会

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社
Tokio Marine&Nichido Fire Insurance Co.,Ltd

中小企業の輸出は増加しています。

直接輸出企業の数と割合の推移(中小・小規模製造業)



貴社製品により海外で思いがけないトラブルになることがあります。

ケース 1 輸出した貴社製品による事故で賠償請求



ケース 2 国内取引先から輸出された製品が海外で賠償責任



ケース 3 外国人旅行客に販売した製品でトラブル!



商工会の海外PL保険制度なら……

！ 貴社の製品が原因で起こった 海外でのトラブルに対応します！

1 安心のPL訴訟対応

- 海外PL保険は引受保険会社(東京海上日動)が
お客様に代わり示談代行や裁判手続などの訴訟対応をします。
(現地の法令等により禁止・制限されている国・地域を除きます。)

2 グローバルな損害サービス体制

- 世界中どの国でPL事故が発生しても迅速・適切に対応します。
- 引受保険会社(東京海上日動)は、米国をはじめ世界各国に有能な
弁護士のネットワークがあります。
これらのネットワークを活かして個々の事案にもっとも適した弁護士を選定し、
万全の体制で対応します。

3 充実した補償内容

- 取引先から間接的に輸出された製品/外国人旅行客等によって
日本国外に持ち出された製品に起因する事故も補償されます(自動セット)。
思いがけない海外での事故も補償します。
- 生産物回収費用(リコール費用)も補償します(自動セット、オプションにより増額プラン
の選択も可能)。
- 部品や原材料メーカーのお客様には、不良完成品損害※も補償します(オプション)。
※不良完成品損害とは、貴社製品を原材料や部品として使用した完成品や、貴社製品である機械・工具を用いて製造または加工され
た財物が、不良品となることによる損害をいいます。たとえば、原材料として使用された貴社製品に異物が混入していたため、
完成品が不良品となるケースや、貴社製品である産業用機械の不具合のため、その機械により製造された製品が不良品となる
ケースなどが該当します。

4 割安な保険料水準

- 商工会の団体制度で団体割引を適用しているため、
一般での加入より最大約30%割引です。
- 最低保険料は10万円から、ご加入いただけます。※
※加入タイプ(支払限度額)がUS \$0.5M(約0.5億円)、保険適用地域が日本、米国、カナダを除く全世界の場合です。

5 簡単な加入手続き

- 支払限度額に応じて5タイプから選んで加入することができます。
- 対象製品、売上高(輸出高)、加入タイプ等で簡単に保険料算出します。
- 保険料は口座振替ですので、キャッシュレスで簡単に加入手続きができます。
※保険の対象となる貴社製品の種類、輸出地、売上高(輸出高)などのご契約条件等によって、保険料は、お客様ごとに異なります。
実際に適用される保険料については、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
※保険契約加入時に把握可能な最近の会計年度の確定した売上高に基づいて保険料を算出します。年間売上高については、貴社
にご提示いただく保険料算出基礎数字申告書(海外PL保険契約用)によって確認いたします。
保険期間終了後の保険料の精算は行いません。
※ご加入にあたっては、「加入依頼書」および「口座振替依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、募集代理店宛に提出してください。

海外PL保険補償内容

- 1** 貴社製品によって日本国外で発生した対人・対物事故について、貴社に対して**損害賠償請求がなされた場合に次の保険金を支払います。**

法律上の損害賠償金

弁護士報酬・訴訟費用等の所定の費用

- 2** 引受保険会社(東京海上日動)が**訴訟対応や示談代行等を行い貴社をサポート**
(現地の法令等により禁止・制限されている国・地域およびリコール費用に関する防御を除きます)

- 3** **生産物回収費用(リコール費用)の補償**

(※)所定の要件を満たした回収費用が対象となります。損害額から免責金額を控除した額に縮小支払割合(90%)を乗じた金額を保険金としてお支払いします。支払限度額(1回収/保険期間中)は、上記**1**の補償の外枠でUS50,000ドル(約500万円)とします。

「保険金をお支払いする場合」、「保険金の対象とならない主な場合」、「保険金のお支払方法等については「生産物回収費用(リコール)担保特約」をご覧ください。

対象製品



化学品、機械、自動車などの部品だけでなく、農産品、畜産品、水産品やこれらの食品も対象です

海外で想定される事故例

業種	訴訟国	事故内容	賠償金額(※)
機械の安全装置メーカー	米 国	プレス機械の安全装置が機能せず 手を切断	150 万ドル (約 1.5 億円)
家具の部品メーカー	米 国	設計ミスにより イスが損壊しケガ	105 万ドル (約 1.1 億円)
洗剤メーカー	英 国	欠陥のある洗剤キャップを開けて 幼児が誤飲死亡	100 万ポンド (約 1.5 億円)
自動車の部品メーカー	米 国	設計に欠陥のある留め具が外れ 熱湯により火傷	20 万ドル (約 2,000 万円)
化粧品メーカー	米 国	スキนครリームによる顔皮膚の 化学火傷	12 万ドル (約 1,200 万円)
機械の電子部品メーカー	中 国	電子部品の規格違いにより工場の 機械が損壊	15 万円 (約 230 万円)
ガスボンベ販売業者	インド	ガスボンベの欠陥により、 火災事故で死亡	100 万インドルピー (約 200 万円)

※賠償金額の括弧(カッコ)の円建ての数値は、1ドル=100円、1ポンド=150円、1元=15円、1インドルピー=2円で換算した場合の参考数値です。

保険金をお支払いする場合

貴社が製造または販売した製品(以下「貴社製品」といいます。)によって日本国外(保険適用地域)において生じた他人の身体の障害または財物の損壊について、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に保険金を支払います。

1 お支払いする保険金

法律上の損害賠償金 および弁護士報酬・訴訟費用等の

所定の費用 (②の費用を含みます)を **支払限度額の範囲で補償** します。

このほか、**生産物回収費用** (リコール費用)も補償対象です。(※)

(※)自動セットされている生産物回収費用担保特約において補償対象となります。

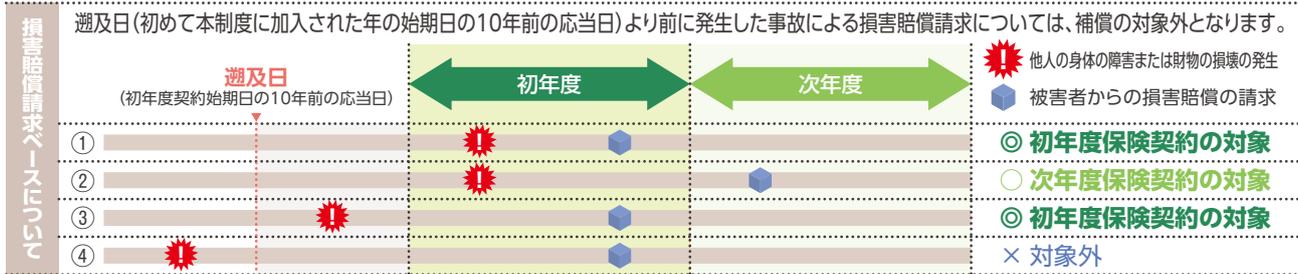
2 事故時のサポート

引受保険会社(東京海上日動)が

被保険者の防御 (応訴・示談代行等)を行います※。

(※)現地の法令等により禁止・制限されている国・地域およびリコール費用に関する防御を除きます。

ただし、損害賠償請求の原因となった他人の身体の障害または財物の損壊が、保険契約時に約定された遡及日以降に発生したことが条件になります。



保険金のお支払いの対象とならない主な場合

- | | |
|--------------------------------|-------------------------------|
| ① 貴社製品自体の損壊 | ⑦ 地震・噴火・津波 |
| ② 貴社製品のリコール(回収・検査・修繕・交換・使用不能)※ | ⑧ 罰金・制裁金・懲罰的賠償金等 |
| ③ 汚染物質の排出・流出等 | ⑨ アスベスト |
| ④ 申告書に記載されていないジョイント・ベンチャーの事業運営 | ⑩ 契約によって加重された責任 |
| ⑤ 核物質の危険な特性 | ⑪ 被保険者が意図または予期していた身体障害・財物損壊 等 |
| ⑥ 戦争 | |

(※)②については、貴社製品の欠陥等により、他人の身体の障害または財物(貴社製品を除きます。)の物理的損壊を発生させ、または発生させると合理的に予測される貴社製品またはこれを含む製品の回収に要する特定の費用(リコール費用)に限り、自動セットされている生産物回収費用担保特約において補償対象となります。

生産物回収費用(リコール)担保特約

1 保険金をお支払いする場合

貴社製品の欠陥等により、他人の身体の障害または財物(貴社製品を除きます。)の物理的損壊を発生させ、または発生させると合理的に予測される貴社製品またはこれを含む製品の回収費用について、次のすべての条件を満たしている場合に、保険金をお支払いします。この特約条項の補償については、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

- ① 貴社もしくは第三者(例:貴社製品を組み込んだ完成品の製造者)により回収決定が行われること、または、行政機関により回収命令がなされること。
- ② 保険期間中に適用地域内で回収が開始されること。
- ③ 回収開始から1年以内に発生した費用であること。
- ④ 費用発生から1年以内にその費用の報告が引受保険会社になされていること。
- ⑤ 回収の対象となる製品が、明細書に記載の基準日(保険始期日の5年前)より後に出荷された製品であること。

2 お支払いの対象となる損害

次の費用に対して保険金をお支払いします。ただし、回収の実施に必要なかつ有益な費用に限りです。

- | | |
|--|-----------------------------------|
| ① 社告費用 | 用した場合) |
| ② 通信費用 | ⑥ 輸送・運送または梱包の費用 |
| ③ 超過人件費(回収のために発生した自社社員の残業代など。宿泊・出張費を含む。) | ⑦ 倉庫または保管場所の費用 |
| ④ コンピュータ使用の超過料金 | ⑧ 廃棄費用 |
| ⑤ 超過人件費(回収のために社外機関や期間従業員を起 | ⑨ 第三者が負担した上記①から⑧までの回収費用に対する補償的賠償金 |

3 お支払いの対象とならない主な場合

次の事由に起因する回収費用に対しては、保険金をお支払いできません。

- | | |
|---|---|
| ①保証違反または意図した目的への不適合 | ⑧貴社製品または貴社製品に包含される部品・原材料が保険始期日前に行政機関により流通を禁止されていた、または、禁止措置後に貴社によって流通・販売された場合の回収 |
| ②著作権、特許権、企業秘密、トレード・ドレスまたは商標権の侵害 | ⑨争訟費用 |
| ③貴社製品の劣化、変質、化学的変化(貴社製品の製造・設計・加工の瑕疵または輸送等により生じたものを除きます。) | ⑩罰金・制裁金 |
| ④信用・マーケットシェア・利益等の回復費用、再設計費用 | ⑪契約責任 |
| ⑤貯蔵寿命の満了 | ⑫汚染物質の排出・流出等 |
| ⑥貴社製品の既知の欠陥 | |
| ⑦基本契約で補償の対象外(免責)としている製品に対する回収 | 等 |
- ※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

4 保険金のお支払い方法

1回収について、お支払の対象となる回収費用(損害の額)が免責金額を超過する場合に限り、次の式に従って保険金をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額(1回収かつ保険期間中)が限度となります。

$$\text{お支払いする保険金} = (\text{損害の額} - \text{免責金額}) \times \text{縮小支払割合(90\%)}$$

想定される事故例

- 輸出した貴社のバッテリーが発火しやすいことが判明し、バッテリーを含む電化製品を回収した。

など

海外出張による事業遂行賠償責任補償

※補償対象外とすることができます。

貴社の従業員または管理職が輸出の市場調査等のために海外出張したときに、その事業の遂行が原因で発生した対人・対物事故について、貴社に対して損害賠償請求がなされた場合に補償します。

※対象となる海外出張は、出国してから帰国するまでの期間が30日以内のものに限りです。
 ※一部補償対象外となる事業(石油掘削、航空機または船舶の保守・検査、医療などの専門職業務など)があります。
 ※追加被保険者特約を付帯した場合であっても被保険者は貴社に限りです。

想定される事故例

- 輸出のために海外の現地販売店と打ち合わせしているときに、コピーをこぼしてヤケドをさせた。
- 海外の現地工場に納入した機械をメンテナンス中に、誤って工場内の他の設備を壊した。

海外危機管理情報提供サービス

※このサービスは保険契約の付帯サービスではありません。別途、お申し込みが必要となります。お申し込みいただいた方のみ提供されるサービスです。

刻々と変化する海外の最新リスク情報、今後のリスク傾向、必要な対策等を整理したレポートを配信することにより、貴社のリスクマネジメント推進をご支援します。

配信レポート一覧

レポート名	発行頻度	記載内容
海外安全トピックス・海外危険日情報	週1回	海外駐在員・帯同家族・出張者・送り出し側人事担当部署等に資する以下の情報を提供 ■海外安全トピックス 主として直近に発生した「海外における安全」に関わるトピックスを世界5地域について、地域毎に3~4件程度取り上げたスポット情報 ■海外危険日情報 向こう2ヶ月間の各国の記念日・注意すべき行事・選挙・国際会議等のスケジュール及び注意事項に関する情報
	随時	■海外安全トピックス(速報版) 海外安全トピックスの対象となるような情報のうち、即効性の高いものについて速報
海外リスクセンサー	随時	全世界で発生又は発生する可能性が高い事象(テロ・災害・感染症・反グローバリズム等)について、その分析・今後の予想・対策等について情報を提供

ご契約条件

1 基本契約

支払限度額(1事故/保険期間中)					免責金額(1事故につき)
0.5百万ドル (約5,000万円)	1百万ドル (約1億円)	2百万ドル (約2億円)	3百万ドル (約3億円)	5百万ドル (約5億円)	なし

2 生産物回収費用担保特約

支払限度額 (1回収/保険期間中)	標準セット	増額プラン(オプション)				免責金額(1回収につき)	縮小支払割合
	5万ドル (約500万円)	10万ドル (約1,000万円)	30万ドル (約3,000万円)	50万ドル (約5,000万円)	100万ドル (約1億円)		

標準セットで1回収/保険期間中あたり5万ドルまで自動補償されますが、オプションにより増額プランを選択することができます。

3 不良完成品損害(オプション)

支払限度額(1事故/保険期間中)

基本契約と共有

4 海外出張による事業遂行賠償責任補償(オプション)

支払限度額(1事故/保険期間中)

基本契約と共有

※支払限度額は、ドル建てによる設定です。括弧(カッコ)の円建ての数値は1ドル=100円で換算した場合の参考数値です。
※③不良完成品損害および④海外出張による事業遂行賠償責任補償については、免責金額は設定しません。

ご注意事項

◆もし事故が起きたときは

保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社(東京海上日動)にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。(保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。)

◆ご契約の際のご注意

〈告知事項〉

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約が無効となります。(※)引受保険会社(東京海上日動)の代理店には、告知受領権があります。

〈通知事項〉

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じる場合は、すみやかにご契約の代理店または引受保険会社(東京海上日動)にご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

〈他の保険契約等がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約がある場合は、原則としてこの保険契約が優先して適用されます。詳しくは保険約款の内容によります。

〈責任開始期〉

保険責任は、保険期間(保険のご加入期間)の初日の午前0時(加入依頼書またはセットされる特約条項に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)から開始します。

〈加入者証〉

ご契約後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社(東京海上日動)にお問い合わせください。

〈代理店の業務〉

引受保険会社(東京海上日動)代理店は、引受保険会社(東京海上日動)との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社(東京海上日動)代理店との間で有効に成立したご契約は、引受保険会社(東京海上日動)と直接締結されたものとなります。

〈保険会社破綻時の取扱い〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(※)またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※)ご契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(*)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

〈ご加入者と被保険者が異なる場合〉

ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

このパンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、保険期間終了時まで保管してご利用ください。保険期間中に、本制度の加入対象者でなくなった場合は、脱退の手続きをいただく必要がありますが、終期までは補償を継続することが可能なケースがありますので、本パンフレット最終ページ記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。加入内容変更をいただいでから1ヶ月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、代理店担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

- この保険契約は、全国商工会連合会を契約者とする全国商工会連合会の会員である団体・協同組合等に加入している会員向け海外PL保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全国商工会連合会が有します。「グローバルガード」は、本制度のベトナムです。
- ご加入の対象となる方は、全国商工会連合会の会員である団体・協同組合等に加入している会員事業者に限りますので、ご確認のうえお申し込みください。団体の構成員でなくなった場合には、取扱代理店までご連絡ください。

このパンフレットは、海外PL保険の概要についてご紹介したものです。保険の内容については、企画書等をご覧ください。また、詳細は英文生産物賠償責任保険普通保険約款、および特約条項によります(団体契約者にお渡しています)が、保険約款等の内容の確認を希望される方は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。なお、ご不明な点等がある場合には、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

Q&A

Q 現在、国内PL保険※に加入しています。
日本から輸出した製品によって海外で身体障害や財物損壊が発生した場合、
補償されますか？

※中小企業PL保険制度を含みます。

A 国内PL保険では**補償されません**(国内PL保険は、日本国内で発生した身体障害や財物損壊のみを補償します)。別途、グローバルガード(海外PL保険)へのご加入をおすすめします。

Q 海外の販売会社である子会社や取引先を追加被保険者として、
補償対象とすることはできますか？

A 海外現地の法規制により禁じられているものでなければ、**補償対象とすることができます**。海外現地の法規制につきましては、引受保険会社(東京海上日動)にて確認することが可能ですので、海外販売子会社の所在国をご確認の上、取扱代理店までお問い合わせください。
なお、日本国内の輸出商社や製造委託先や製造子会社、販売会社などは、追加被保険者として補償することができます(オプション)。

Q グローバルガード(海外PL保険)への加入前に海外へ輸出した製品により、
身体障害や財物損壊が発生し損害賠償請求の訴訟提起をされた場合、
補償対象になりますか？

A グローバルガード(海外PL保険)に**初めて加入された年の始期日の10年前の応当日(以下「遡及日」といいます。)**以降に発生した身体障害や財物損壊による損害賠償請求が、保険期間中になされた場合は**補償されます**※。遡及日については次のとおりです。

※制度加入前に既に身体障害や財物損壊があることが明らかな場合は、制度への加入をお控えいただく場合がございます。

初めて加入された年	遡及日
2014年1～12月	2004年1月1日
2015年1～12月	2005年1月1日
2016年1～12月	2006年1月1日

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 (通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。受付時間:平日午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

お問い合わせ先

〈取扱代理店〉

〈引受保険会社〉

東京海上日動火災保険株式会社

〈担当課〉